

「東京グリーンビズ」ロゴマークの取扱に関する要領

令和5年10月6日付 5政計第312号

改正 令和7年4月1日付 6政計第18号

(趣旨)

第1条 東京都は、これまでも、あらゆる機会を通じて緑を創出・保全することで、緑の量的な底上げと質の向上を図り、緑を「増やす」取組を推進する「緑溢れる東京プロジェクト」を進めてきた。

一方、近年の緑を取り巻く状況に目を転じると、気候変動への適応など「社会的な課題解決への緑の活用」や、新型コロナを契機に「開放的な緑空間等へのニーズ」が高まるなど、都市に求められる機能や人々の価値観も変化している。海外都市では、グリーンインフラをはじめとした様々な取組が行われるなど、世界的にも自然環境と都市機能の調和がこれまで以上に重要視されている。

こうした中で、都では、人々の生活にゆとりと潤いを与える緑の価値を一層高め、都民の皆様とともに未来に継承していくため、100年先を見据えた新たな緑のプロジェクト「東京グリーンビズ」を令和5年7月に始動した。

この要領は、「東京グリーンビズ」の理念や、緑に関する取組の普及・浸透を図るために都が制作した「東京グリーンビズ」のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領における用語の意義は、東京都著作権取扱要綱（平成10年7月10日付10財管総第50号）の例による。

(利用目的)

第3条 ロゴマークを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、「東京グリーンビズ」の普及・浸透を図ることを目的として、ロゴマークを利用することができる。

(利用できない場合)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合には、ロゴマークは利用できないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 社会や都民の求める倫理観から乖離するおそれがあるとき。
- (3) 消費者保護の観点から適切な内容ではないとき。
- (4) 東京都（以下「都」という。）の信用又は品位を傷つけ、若しくは東京グリーンビズ

ズの推進に係る正しい理解の妨げになるなど、都の業務に支障又は不利益を及ぼすとき。

- (5) 不当な利益を得るおそれがあると認められる方法で利用するとき。
- (6) 第三者の利益を害すると認められるとき。
- (7) 利用者が提供する物品やサービス等について、ロゴマークを掲載し、都により品質や安全性が保障されていると誤認させる表記を加えて利用するとき。
- (8) ロゴマークの素材自体をコンテンツ・商品として再配布・販売するとき。
- (9) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員が利用するとき及びこれらの者が商品等を販売するとき。
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が利用するとき及びこれらの者が商品等を販売するとき。
- (12) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者が利用するとき及びこれらの者が商品等を販売するとき。
- (13) 都が作成した「ロゴマーク VIマニュアル」に定められた利用方法に従うものでないとき。
- (14) その他東京都知事（以下「知事」という。）が不適当と認めるとき。

（利用の手続）

第5条 都は、東京グリーンビズコラボレーションパートナーの登録申込みをロゴマーク使用に関する利用申請とみなし、登録の通知が完了した時点で、当該登録者に対しロゴマーク使用に関する利用許諾を与えるものとする。

- 2 都は、都の緑に関する事業等の受託事業者や協力事業者に対して、都が認めた場合に、ロゴマーク使用に関する利用許諾を与えるものとする。
- 3 第3条の利用目的に則り、かつ、前条に該当しない場合、行政機関、東京都政策連携団体及び事業協力団体は、ロゴマークを利用することができる。

（利用上の遵守事項）

第6条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この要領を遵守すること。
- (2) 利用に当たっては、ロゴマークに係る素材を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 都が作成した「ロゴマーク VIマニュアル」に定められた色、形等を正しく利用すること。

(事故、苦情等の処理)

第7条 ロゴマークを利用した活動や商行為等において事故や苦情が発生した場合、または利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合、利用者は、これに対し全責任を負って必要な措置を講ずるものとし、都は一切の責任を負わない。

2 利用者が都に損害を与えた場合は、これを賠償しなければならない。

(利用状況の報告等)

第8条 利用者がロゴマークを使用する際には、事前に都に協議するものとする。

2 知事は、利用者に対し、ロゴマークの利用状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

3 前項の規定により報告又は調査を求められた者は、これに応じなければならない。

(利用の停止)

第9条 知事は、ロゴマークの利用がこの要領に違反していると認められるときは、是正の指示又は当該利用の停止及び当該利用に係る物件の回収を命ずることができる。

2 前項の規定により利用の停止を命ぜられた者は、当該利用に係る物件を利用してはならない。

3 第1項の規定により当該利用に係る物件の回収を命ぜられた者は、速やかに当該利用に係る物件を回収しなければならない。

4 知事は、第1項の規定による停止や回収等により利用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(ロゴマークの利用に関する権利)

第10条 ロゴマークの利用に関する一切の権利は、都に帰属する。利用者は、ロゴマーク並びにロゴマークを含む商標及び模様等について、商標登録及び意匠登録をしてはならない。

(使用料)

第11条 ロゴマークの著作権使用料は、無償とする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、取扱に関して必要な事項は、別途政策企画局長が定めることができる。

附 則

この要領は、令和 5 年 10 月 6 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。